



こうしひらど
「港市平戸」の歴史文化まちづくり

平戸市歴史文化基本構想

長崎県平戸市

平成 30 年 3 月

はじめに

『平戸市歴史文化基本構想』は、平戸市にある貴重な歴史や文化、自然、生活生業などの多様な地域資源を、「指定文化財」という重点保護の枠組みにとらわれず、総合的に把握し、その価値を保全し活用することで、文化観光などの推進による地域活性化（単なる経済的な効果だけでなく、町に住み続けることの誇りの醸成を含む）を推し進めていくための基本となる構想です。本書では、文化財保護法に基づく諸計画のほか、平戸市総合計画などの関連計画との整合性を保ちながら、持続可能な地域振興を図るための方針を示しており、市内における地域資源の把握には、既往研究や既存報告書などの整理や現地調査を行うとともに、現在、市域で推進している「協働のまちづくり」の取り組みの中で住民が行った集落の「宝探し」の結果を参考にしました。

『平戸市歴史文化基本構想』は、平戸市の地域資源マスタープランにあたり、行政計画として一貫した指針のもと運用されていくものです。よって、本書は、主に行政や関係団体の職員が手に取り活用していくことを目的に作成していますが、地域に未だ内包される多様な資源は、その地で暮らす地域住民の主体的な参画なくしては、保全も活用もなしえないことから、市民向けには、別途、その概要を記したパンフレットや広報、WEBなどの媒体を用いて継続的に普及啓発を図ることとしています。

地域独自の文化を基盤とした観光のあり方は、他地域との差別化を図ることにつながり、交流人口の増加を核とした様々な取り組みは人口減少時代における集落の持続可能性を秘めたひとつの柱になるものです。

今後、『平戸市歴史文化基本構想』に基づき、地域において「資源の保護」、「観光業の成立」、「地域振興」の三者をバランスよく達成する歴史文化まちづくりが、手探りながらも着実に実施されていくことを期待します。

平成 30 年 3 月

平戸市長 黒田 成彦

目次

計画の要旨

(1) 地域資源マスタープランの必要性	1
(2) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進	2

第1章. 「歴史文化基本構想」策定の目的及び計画の位置づけ

1－1. 基本構想策定の目的	5
1－2. 基本構想の位置づけと計画対象範囲	6
1－3. 基本構想の構成と事業の展開	8
1－4. 計画期間と策定後の見直し・改訂	10
1－5. 計画策定の体制	10

第2章. 平戸市の歴史文化の特徴

2－1. 平戸市の位置および概要	13
2－2. 社会的環境	19
2－2－1. 沿革	19
2－2－2. 人口構造、産業構造	19
2－3. 観光の状況	23
2－4. 歴史的環境	25
2－4－1. 港市平戸	26
2－4－2. 平戸港周辺における城下町の形成	35
2－5. 自然的環境	39
2－5－1. 自然環境	39
2－5－2. 地形・地質	40

2－5－3. 植生.....	41
----------------	----

第3章. 文化財把握の方針

3－1. 文化財施策の現状と課題	45
3－1－1. 平戸市の指定文化財等一覧	45
3－1－2. 平戸市の文化財の特徴	52
3－1－3. 文化財調査の現状	59
3－1－4. 文化財調査の課題	64
3－2. 「協働のまちづくり」で策定されたまちづくり計画について	66
3－3. 文化財の周辺環境の現状把握	91
3－3－1. 文化財周辺の規制	91
3－3－2. 行政機関・関係団体など	93
3－3－3. 文化財関連の条例、規則、活動団体への支援制度（補助金）など	94
3－4. 総合的把握調査の対象となる地域資源と評価基準	95
3－4－1. 地域資源の整理の方法	95
3－4－2. 地域資源の評価基準	98
3－5. 総合的把握調査の手法	98
3－6. 文化財調査結果についての記録と管理方法	101

第4章. 文化財の保全・活用の基本方針.

4－1. 文化財の保全・活用の総括の方針	103
4－1－1. 循環的な仕組みづくり	103
4－1－2. 地域資源を活用する5段階	104
4－2. 個別事項の方針	106
4－2－1. 指定文化財に関する個別の方針について	106



4－2－2. その他の課題抽出と対応について.... 108

第5章. 関連文化財群に関する事項 ... 111

- 5－1. 関連文化財群設定の方針 111
- 5－2. 平戸市の関連文化財群一覧 112
 - 5－2－1. 平戸おくんちにみる関連文化財群... 116
 - 5－2－2. 武家茶道にみる関連文化財群 120
 - 5－2－3. 港を支配していた平戸藩主松浦家にみる関連文化財群 124
 - 5－2－4. 国際交流を基層とする関連文化財群128
 - 5－2－5. キリシタン文化を基層とする関連文化財群 132
 - 5－2－6. 捕鯨から展開してきた漁業集落にみる関連文化財群 136
 - 5－2－7. 農山漁村集落（春日集落と安満岳）にみる関連文化財群140
 - 5－2－8. 下方街道にみる関連文化財群 144

第6章. 歴史文化保存活用区域に関する事項

- 6－1. 区域設定の方針および考え方 149
- 6－2. 歴史文化保存活用区域の範囲 150
- 6－3. 対象区域の歴史・文化の特徴と文化財の具体的例示 152
 - 6－3－1. 平戸市街地の現況..... 152
 - 6－3－2. 埋蔵文化財 154
 - 6－3－3. 歴史の道..... 156
 - 6－3－4. 町並み..... 158
 - 6－3－5. 寺社、武家屋敷等..... 158
 - 6－3－6. 「平戸おくんち」御神幸行列のルート... 160
 - 6－3－7. 資産図 162

6-3-8. 保存・保全すべき要素 164

第7章. 保存活用（管理）計画作成の考え方

7-1. 計画を定める文化財等 167

7-2. 各保存活用（管理）計画の目的と策定者 167

7-3. 関連文化財群・歴史文化保存活用区域の計画に定める事項 168

第8章. 文化財の保存・活用を推進するための体制整備の方針

8-1. 基本構想を運営していく組織体制について 171

8-2. 来訪者との協働による「地域運営」の形 172

8-3. 地域住民や行政、民間団体などの連携 .. 173

8-4. 持続可能な地域への仕組みづくり（保存・保全と活用のロードマップ） 174



計画の要旨

（1）地域資源マスタープランの必要性

中世より港市¹として発展し、地域独自の歴史と文化を育んできた平戸市は、その豊かな地域資源を背景に「大航海時代の城下町」というフレーズを掲げ、毎年多くの来訪者を迎えてきた。

そのような中において、平戸市の文化財保護行政は、時代に合わせながらこれまで有効に機能してきたといえるが、人口減少・少子高齢化などの社会構造や地域住民の価値観の変化に伴い、これまで地域コミュニティにより守られてきた伝統文化や有形の文化財のほか、景観保全の仕組みの喪失なども見られるようになり、次世代への継承が難しくなっている現状である。

特に価値観の変化（地域資源への誇りの喪失や場所の記憶が継承されないという課題）は、地域資源の滅失に直結し、その保全について長期的には望ましくない結果を招くであろうと考えられる。

地域資源を日常的に管理する住民が主体となり、社会全体で保全活動を推進していくためには、地域資源の価値を魅力的な形で分かりやすく関係者に伝え、共有していく必要がある。平戸市の文化財行政において、市内の重要な地域資源を文化財に指定し、後世に引き継いでいくことが大きな役割であることを認識しつつも、人口減少時代の中で、「適切な活用」を含めたマネジメントを行わねば地域資源を守れないという現状を受け止めなければならない。地域資源の持続的保全のためには、地域資源そのものが「地域の歴史文化を生かしたまちづくり」にいかに関与できるかという仕組みを考えなければならない時期に来ているといえる。

これらのことから、市民のボトムアップ型による悉皆調査の結果を基に平戸市の地域資源マスタープランを定め、今後の一貫した文化観光行政の方針を関係者で共有するものである。



¹ 港市論（安野 1992,p.3）によると、港市（Port City）という言葉を最初に用いたのは、15・16世紀の南アジア史・東南アジア史専門の生田滋であるとしている。港市論では、港市を「港湾」そのものではなく、そこに立つ「都市」、「港湾都市」と定義し、特に貿易に関わりのある「港湾都市」を主題としているが、本書においては、国際交流の結果として港市を窓口として地域にもたらされた伝統文化は、さらにその周辺の漁港を介して各集落へと伝わつていったと考えられることから、広義に周辺の漁村集落も含めている。

(2) 歴史文化を生かしたまちづくりの推進

平戸市歴史文化基本構想²（以下、「基本構想」）は、計画対象地域に所在する貴重な歴史や文化、自然、生活生業など多様な地域資源を総合的に把握し、その価値を保全し活用することで、文化観光や地域産業の発展を推し進めるべく、平戸市総合計画など関連計画との整合性を保ちながら、持続可能な地域発展のための指針を示すものである。

ここでいう文化観光とは、地域の自然環境と人との関係が創出する生活環境や歴史的集積など、地域の文化的側面を資源とする観光のあり方を指し、資源の保存・保全による持続的な活用を行い、来訪者との交流を促すことを通じて、地域の活性化に役立てる仕組みづくりを行うことを目的としている。これらは、他地域との交流がその根底にあることから、その交流性を高めるために、地域の資源を磨くこと、来訪者に伝える術を磨くこと、そしてこれらを組み込んだ“歴史文化まちづくり”を来訪者と協働して進める仕組みを構築することが必要になる。

基本構想の策定にあたっては、まず、下記の5項目について把握を行い、その特徴と課題を整理した。その結果、少子高齢化が進む集落における多くの文化財について、地域住民に対する普及啓発が不足していることから、それらの資産が貴重な資源として歴史文化を生かしたまちづくりに結びついていないという課題認識のもと、普及啓発をきっかけとした地域住民主体による有形・無形の文化遺産（周辺環境含む）の保存・保全、活用の仕組みを構築することが必要であることが明らかになっている。

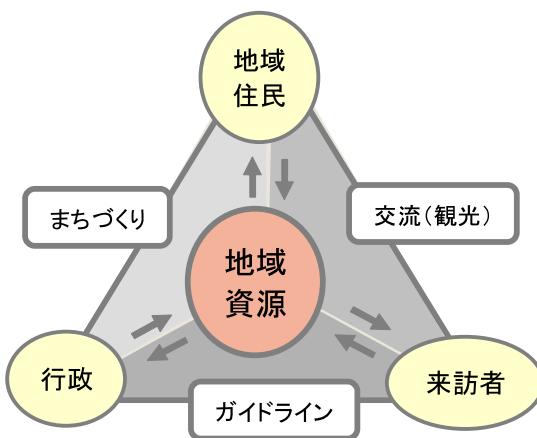
- ①地域の歴史的背景・自然環境・社会状況の把握
- ②文化財施策の現状把握
- ③文化財の周辺環境の現状把握
- ④文化財調査の現状と課題の整理
- ⑤関連する行政計画等の把握

²「歴史文化基本構想」策定技術指針（文化庁文化財部 2012）（以下、「技術指針」）では、歴史文化基本構想を「地域に存在する文化財を、指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想であり、地方公共団体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるもの」と定義している。

また、基本構想で用いる用語の定義や表記のルールを以下（表 1）のように定める。

表 1 本書で用いる用語の定義や表記のルール

用語	定義
文化財	文化財保護法に基づき、指定等された有形・無形の文化財のことを指す。
文化遺産	「文化財」に加え、有形・無形の未指定の文化的または自然環境資源を含むものを指す。（学術的な価値が高いなど、後の指定文化財の候補となるもの。）
地域資源	「文化遺産」に加え、学術的な価値を示すことは難しいものの、地域に伝わる伝承や好ましいと思う風景、産業や名人など、より幅広い概念を指す。また、「宝」も「地域資源」と同義とする。（これらは、より日常的な資源であるため、住民はその価値に気づきにくいものである。）
保護	「保護 Protection」は、地域資源が滅失や毀損により価値を減じないように保存・保全を図ることを指す。
保存	「保護 Protection」の概念に含まれるものであるが、「保存 Preservation」は、その地域資源自体に守るべき価値が備わっているとみなし、現状変更に留意しつつ適切に管理することを指す。
保全	「保護 Protection」の概念に含まれるものであるが、「保全 Conservation」は、人々の生活や生業と密接に関わる地域資源を、周囲の社会環境に合わせながら適切に管理することを指す。
文化観光	地域の自然環境と人との関係が創出する生活様式や生活環境、歴史的集積など、地域の文化的側面を資源とする観光のことを指す。
表記のルール	<p>(1) 文化財等の名称について 指定文化財等の名称と種別を併記する場合は、指定文化財等一覧表（表 8）にある区分と種別を用い、以下のとおり簡略化し表記する。 <参考> • 平戸和蘭商館跡（国指定史跡） • 平戸神楽（国指定無形民俗） • 平戸島の文化的景観（国選定文化的景観）</p> <p>(2) 元号と西暦の併記について 「元号（西暦）」で統一する。ただし、平成 31 年（2019）5 月 1 日以降は新元号になるため、西暦のみとする。</p>



『観光まちづくりガイドブック：地域づくりの新しい考え方～「観光まちづくり」実践のために』（観光まちづくり研究会 2000）において、行政施策としての「観光まちづくり」を、「地域が主体となって、自然、文化、歴史、産業など、地域のあらゆる資源を生かすことによって、交流を振興し、活力あふれるまちを実現するための活動」と定義しており、こうしたまちづくりが持

図 1 地域資源を取り巻く環境図

続可能であるためには、定住環境と資源、来訪者満足度の三者がそれぞれ持続される必要

(図 1) があると指摘している。人口減少時代における地域資源の保全のためには、来訪者を地域に住む私たちの仲間として位置づけることがポイントになるが、交流（観光）を推進すると地域資源に過度の負荷がかかる恐れがあり、逆に地域資源の保全の推進は来訪者（地域経済）を停滞させる恐れがある。地域資源の持続的利用を可能にするためには、地域資源を取り巻くこれら利害関係者のバランスを取ることが必要になる。

地域資源に立脚した文化観光の推進は、来訪者の増加による経済効果が見込まれるだけでなく、住民による地域資源の再認識が地元への愛着と誇りを増し、住んでよかったといえる歴史文化まちづくりにつながる契機となるものである。

また、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(以下、「歴史まちづくり法」)が、平成 20 年(2008)5 月 23 日に法律第 40 号として公布され 11 月 4 日に施行された。

この法律は、文部科学省（文化庁）、農林水産省、国土交通省の共管で、「歴史的風致」（「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(法第 1 条)）の維持及び向上を図るために制定されたものである。

近年、歴史文化基本構想や歴史的風致維持向上計画の策定などにみられるように、集落に内包される有形無形の文化遺産や人々の諸活動は、重点保護を図るべき指定文化財と一体のものとして評価され、多くの計画の中で重要な要素として位置づけられるようになってきている。関係省庁や県市の各部局と情報共有を図り、実行力のある計画を策定する必要がある。

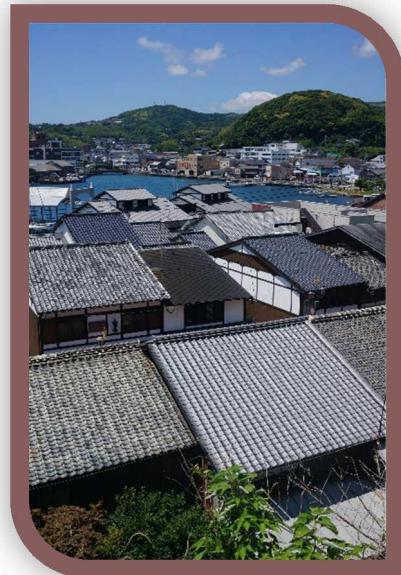
【参考文献】

- 1) アジア太平洋観光交流センター観光まちづくり研究会 (2000) 『観光まちづくりガイドブック：地域づくりの新しい考え方～「観光まちづくり」実践のために』
- 2) 安野眞幸 (1992) 『港市論 平戸・長崎・横瀬浦』,日本エディタースクール出版部
- 3) 西村幸夫編著 (2009) 『観光まちづくり まち自慢からはじまる地域マネジメント』,学芸出版社
- 4) 文化庁文化財部 (2012) 『文化庁月報平成 24 年 8 月号 (No.527) 特集 歴史文化基本構想』
- 5) 文化庁文化財部 (2012) 『「歴史文化基本構想」策定技術指針』

第1章. 「歴史文化基本構想」策定の目的及び計画の位置づけ

1 – 1. 基本構想策定の目的

基本構想は、長崎県平戸市域に内包される有形・無形の文化遺産について、既往研究の整理及び平戸市が実施している「地域コミュニティとの協働によるまちづくり³」による悉皆調査の成果（中間報告）を踏まえ、持続可能な歴史文化まちづくりの観点から、文化遺産の文脈を再編するとともに、ツーリズム産業などの地域経済活動を見据えた整備活用事業を通して、文化遺産とその周辺環境の保存・保全と活用を実現するための方針と、目標を達成するためのロードマップを定めたものである。



また、平成 17 年（2005）10 月の市町村合併⁴から 10 年以上が経過し、全国的に人口減少対策が主要な施策のひとつに位置付けられている中、平戸市においても住民が地域の魅力を再確認し、町への誇りを育むことの重要性を認識するとともに、来訪者の旅行動機にもなり得る地域資源を活用した「歴史文化を生かしたまちづくり」を推進していくことは喫緊の課題となっているが、主に議論は次の 3 つの項目についての方法論に収斂されていく傾向にある。

- ①地域資源の文化的価値をどのように位置づけ、普及・啓発を図るか。
- ②地域資源の保存・保全及び有効活用の目標をどのように設定し、運用を図るか。
- ③短期から中・長期における、それぞれの期間に応じたロードマップをいかに設定するか。

基本構想は、上記を踏まえ、平戸市総合計画（平戸市 2008）や平戸市教育振興基本計画（平戸市教育委員会 2016）ほか関連計画との連携と整合性を図るほか、世界文化遺産暫定リスト「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（以下「潜伏キリシタン関連遺産」）の動きを取り込みながら、当該地域の社会的発展とこれからの変革のありようを、基本構想の構成

³ 平成 20 年（2008）に定めた「協働によるまちづくり指針」に基づき、平戸市総務部地域協働課が実施している事業で、平成 26 年（2014）2 月に度島地区で市内最初となる「度島地区まちづくり計画」が策定された。現在、市内 17 の小学校区をベースに協議会が設置（または設置に向けて調整中）され、協働によるまちづくりが推進されている。

⁴ 平成 17 年（2005）10 月に、1 市 2 町 1 村（平戸市、生月町、田平町、大島村）が合併し、平戸市となった。

と事業の展開（1－3）に示す方法によって調整を行い、確実な事業実施へと導くものである。

特に古来より海外に開かれた港市であった平戸城下町や、「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産にも選ばれる程の文化的・自然的資源を有する地域においては、集落における戦略的な活用計画の策定⁵とともに、開発行為との調整を行いながら、文化遺産の保存・保全と文化観光の両立を目指し、地域産業の活性化を図らなければならない。（地域産業に立脚し、地域資源を有効に活用できる条件を整備することが重要だといえる。）

また、需要と供給のバランスが保たれる周辺地域とのネットワークを構築するとともに、地域が持続可能な目標を設定し、集落内における有形・無形の諸要素を経済活動に取り込むことが重要である。それは増加が見込まれる来訪者の需要に応じるために必要な体制や整備を行うことや、地場產品の販売、文化観光ツアーの実施など、その活動自体が地域資源を活用するものであり、また、地域に直接収入が落ちる仕組みである必要がある。

1－2. 基本構想の位置づけと計画対象範囲

基本構想は、平戸市総合計画⁶の基本理念である「ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり」を達成するための施策体系を基本としつつ、歴史文化まちづくりの視点から地域の文化的価値を再編し、その整備活用の手法を示すものである。

また、歴史文化を生かしたまちづくりを進めるにあたっては、歴史的風致を維持・向上することを目的とした歴史まちづくり法に基づく「歴史的風致維持向上計画（以下、「歴まち計画」）」のほか、事業計画を定めた関連地域計画などとの連携を図る（図2）ことが有効である。



図2 基本構想と総合計画、歴まち計画の関連

⁵「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産になっている「平戸の聖地と集落」は、「平戸島の文化的景観整備活用計画」（平戸市教育委員会 2013）が策定されている。

⁶これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成23年(2011)5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることになった。しかし、総務大臣通知(平成23年(2011)5月2日)により、改正法の施行後も、法第96条第2項の規定に基づき、個々の市町村がその自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能であるとしている。

平戸市総合計画（2008～2017）に記載される施策体系図（表2）をみると、文化財のみならず、幅広い地域資源を扱う基本構想は、多くの施策に関連するものであることが分かる。

表2 平戸市総合計画（2008～2017）に記載される「まちの将来像を実現するための施策体系図」

基本理念	ともに支えあっていく協働の精神による市民と行政が一体となったまちづくり		
まちの将来像	ひと（HITO）響きあう宝島 平戸		
共通目標	参画と連携による自立した地域の確立（市民参画によるまちづくりの推進） 効果的・戦略的な行政経営への転換（機能的でコンパクトな行政経営に推進）		
基本目標	基本方向	基本施策	
【自然環境・生活基盤】 自然と共生した安全で快適な生活基盤の確保	1 美しい自然環境の保全・継承	1 環境保全対策の推進 2 循環型社会の構築	平戸市歴史文化基本構想による横断的な施策の実施
	2 快適な生活環境の充実	1 魅力ある居住空間の形成 2 水資源の確保と安定供給 3 都市環境の整備	
	3 安全・安心なまちづくりの推進	1 総合的な防災対策の推進 2 消防・救急救命体制の充実・強化 3 交通安全対策の充実 4 防犯対策の推進	
	4 まちを支えるネットワークの充実	1 交通ネットワーク基盤の整備 2 情報を享受できる環境づくりの推進	
	1 笑顔いっぱいのまちづくり	1 健康づくりの推進 2 医療提供体制の充実 3 保健・医療・福祉ネットワークの充実 4 暮らしを支える制度の充実	
	2 ともに支えあう福祉の充実	1 子育て支援の充実 2 高齢者福祉の充実 3 障害者福祉の充実 4 地域福祉の推進	
	1 人権・平和意識の確立	1 人権教育の充実 2 男女共同参画社会の実現 3 平和教育の充実	
	2 生きがい輝く生涯学習の推進	1 幼児教育・学校教育の充実 2 社会教育の充実 3 市民スポーツの推進	
	3 地域固有の文化の継承と創造	1 歴史・伝統文化の保存・継承・活用 2 芸術文化活動の推進	
	1 次代を見据えた地域産業の振興	1 魅力ある農林業の振興 2 豊かな水産業の振興 3 にぎわいのある商工業の振興 4 産業を担うひとづくり	
【産業振興】 活力ある産業振興と雇用の創出	2 平戸ブランドの確立	1 特產品の振興	
	3 新たな産業の創造	1 新たな産業を生み出す環境づくり	
	1 宝を活かした観光の推進	1 テーマ観光の推進 2 人にやさしい観光地づくり 3 体験型・滞在型観光の推進 4 観光プロモーションの強化 5 外国人観光客の誘致	
	2 地域・国際交流の推進	1 地域交流の推進 2 国際交流の推進	
・着色部の施策説明の中には、「地域資源」、「歴史・文化」、「宝」などのキーワードが記載されている。			

また、基本構想が計画対象とする範囲は「地域資源」である。地域資源には、文化財保護法などによる指定・選定・登録文化財のほか、未指定であるが、有形・無形の価値の高い文化的または自然環境資源、現時点では指定文化財としての評価は難しいが、地域で大切に継承されてきた、または日常的に親しまれている様々な資源が含まれる。（図3）

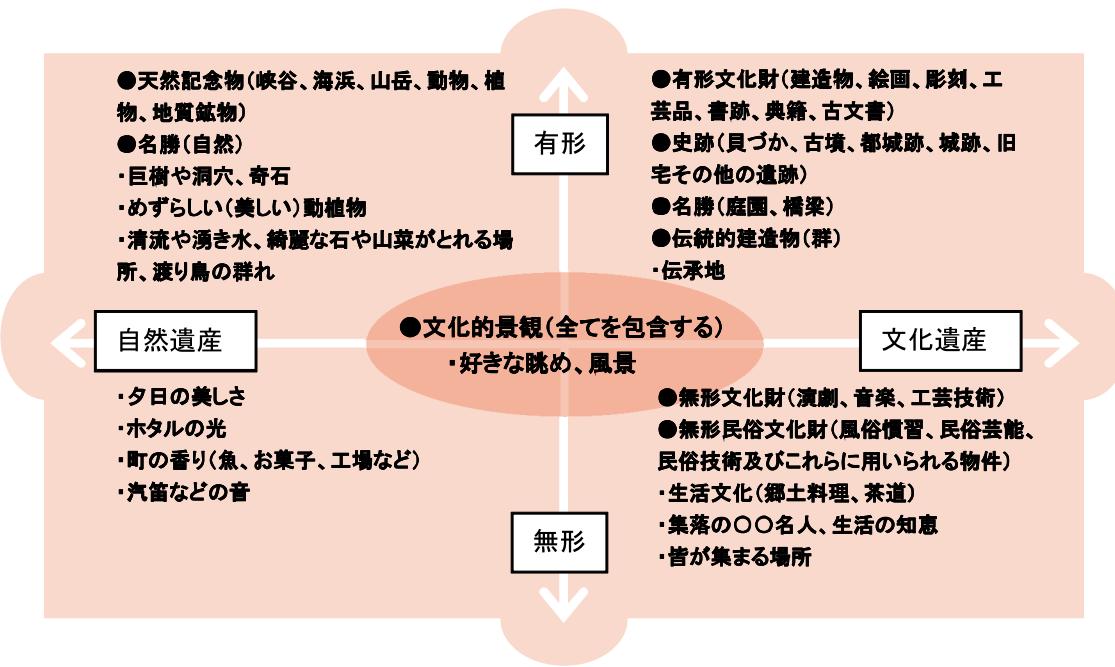


図3 市域に内包される地域資源の分布図（文化財とそれを取り巻く環境）

図中の「●」は文化財保護法に定められる文化財

1－3．基本構想の構成と事業の展開

基本構想は、『地域の文化的価値をどのように位置づけ、普及・啓発を図るか』、『地域資源の有効活用や保存・保全の目標をどのように設定し、運用を図るか』、そして特に『短期から中・長期における、それぞれの期間に応じたロードマップをいかに設定するか』を示している。

また、対象となる地域の歴史文化まちづくりを推進するために、8つの章（図4）から構成され、主に以下①～⑤の観点で関係機関などと調整を行うこととしている。

- ①地域における有形・無形の地域資源の悉皆調査から資源の磨き上げを行い、集落に内包される文化的・自然的価値の顕在化を行う。
- ②関連計画との調整を図り、地域資源の適切な保存・保全のために必要な手段について検討を行う。
- ③地域の潜在的可能性の発掘と、文化的・自然的価値を核とした持続可能な歴史文化まちづくりの方針を検討する。
- ④関係機関や地域住民とともに計画運用システムを構築する。
- ⑤短期から中長期計画にいたるまでの戦略的目標とロードマップの策定、定期的なモニタリングを実施する。



図 4 基本構想の構成

1－4. 計画期間と策定後の見直し・改訂

基本構想は、平戸市の地域資源の保存・保全や活用に関するマスタープランであり、一貫した文化財行政を進める上での指針となるものであるが、今後の社会変化の状況や平戸市総合計画の策定年次を鑑み、今後10ヵ年（2018～2027年）の指針を定めるものとする。基本構想策定後は、市文化財部局を中心としたモニタリングのもと、計画の一部変更・修正なども含めて柔軟に運用を図る（図5）ものとする。

また、平戸市では、「協働のまちづくり」の取り組みを基礎として基本構想の策定を進めているが、継続した集落調査により明らかとなった地域資源については、段階的に基本構想に反映できるよう留意する必要がある。地域においては、未指定であるものの重要な宝だと認知されている多様な資源があり、それらを「地域資源」として位置づけ把握し、活用と整備を図るものである。

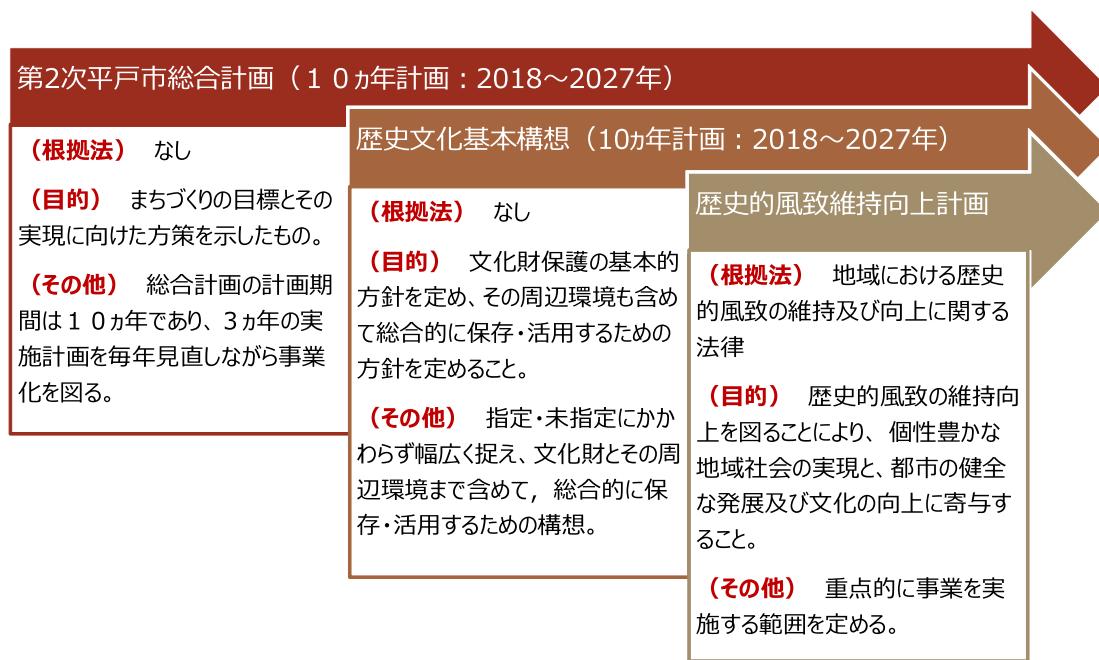


図5 計画期間

1－5. 計画策定の体制

基本構想は、専門家および市民による計画検討委員会（平戸市世界遺産登録推進会議：表3）の指導助言や現地調査の成果をもとに、事務局（文化観光商工部文化交流課ほか）が取りまとめたものである。

平戸市世界遺産登録推進会議は、平戸市の世界文化遺産候補地を核とした歴史文化まちづくりのあり方を検討することを目的に、平成26年（2014）10月17日に設置されたものである。本会議による基本構想策定のため、平成28年度に文化遺産を活かした地域活性化事業（歴史文化基本構想策定支援）の補助を受け、基本構想策定に向けた第1回委員会を平成29年（2017）1月に開催（表4）している。



写真1 委員会開催の状況



写真2 現地調査（住民ヒアリング）の状況



写真3 地域資源報告会の状況



写真4 現地調査の状況

表3 計画検討委員会（平戸市世界遺産登録推進会議委員名簿）

氏名		役職
委員長	西村 幸夫	東京大学教授、都市計画
委員	藤原 恵洋	九州大学教授、建築史
〃	井上 典子	追手門学院大学教授、文化的景観
〃	今村 洋一	長崎大学准教授、都市計画（平成28年度まで） 梶山女学園大学准教授、都市計画（平成29年度から）
〃	久家 孝史	市民代表、歴史学（平成29年度から） ※松浦史料博物館学芸員

<事務局> 平成29年度末時点

氏名		役職
部長	松田 範夫	文化観光商工部
課長	藤田 法惠	文化観光商工部観光課
課長	野口 雅文	文化観光商工部文化交流課
参事監	加藤 有重	〃、考古学
参事	中園 茂生	〃、民俗学
係長	植野 健治	〃、造園学
主査	小北 一輝	〃
教育次長	佐々木 信二	教育委員会
課長	村井 晃	建設部都市計画課
班長	大坪 國治	建設部都市計画課

表4 計画策定委員会開催状況

名 称	と き	内 容
第1回委員会	H29.1.18(水)～19(木)	・現地視察 ・基本構想について（計画の構成など） ・悉皆調査の状況報告
第2回委員会	H30.1.20(土)～21(日)	・悉皆調査の状況報告 ・基本構想について（計画の構成など）
第3回委員会	H30.3.1(木)	・基本構想について（計画の構成など） ・基本計画への移行について

※第1回委員会の前に、準備委員会を4回開催している。

基本構想策定にあたっては、文化庁伝統文化課（平成29年度からは文化庁地域文化創生本部事務局）や長崎県教育庁学芸文化課の指導助言を得た。また、本書の執筆および作図、編集は、委員会の段階的な確認のもと、委員および事務局が分担して行った。

【参考文献】

- 1) 平戸市（2008）『平戸市総合計画』
- 2) 文化庁（2014）『「歴史文化基本構想」策定ハンドブック』



第2章. 平戸市の歴史文化の特徴

2 – 1. 平戸市の位置および概要

平戸市は、九州の西、長崎県の北西端に位置

し、平戸島・生月島・的山大島・度島・高島の有人島及び九州本土北西部に位置する田平と周辺の多数の島々で構成されている。（図6、図7）

平戸島は、田平と平戸大橋により、生月島は、平戸島と生月大橋で結ばれている。的山大島・度島・高島は離島であり、交通手段は船舶のみである。

平戸市主要統計指標（平戸市 2015）による
と、面積は 235.08km²で、山は安満岳の
514.2m（平戸紀要第3号では 536m となって
いることから、以降、安満岳の標高は 536m を使用する。）が最も高く、河川は総じて短小であ
り、坂瀬川の 6.26km が最長である。平坦地は少なく、起伏の多い地形で、海岸線は各所に
岬が突出し、特に西海岸では海蝕崖が発達している。それら平戸島・生月島の西海岸を中心
に、本市の約 20%が西海国立公園に指定されている。

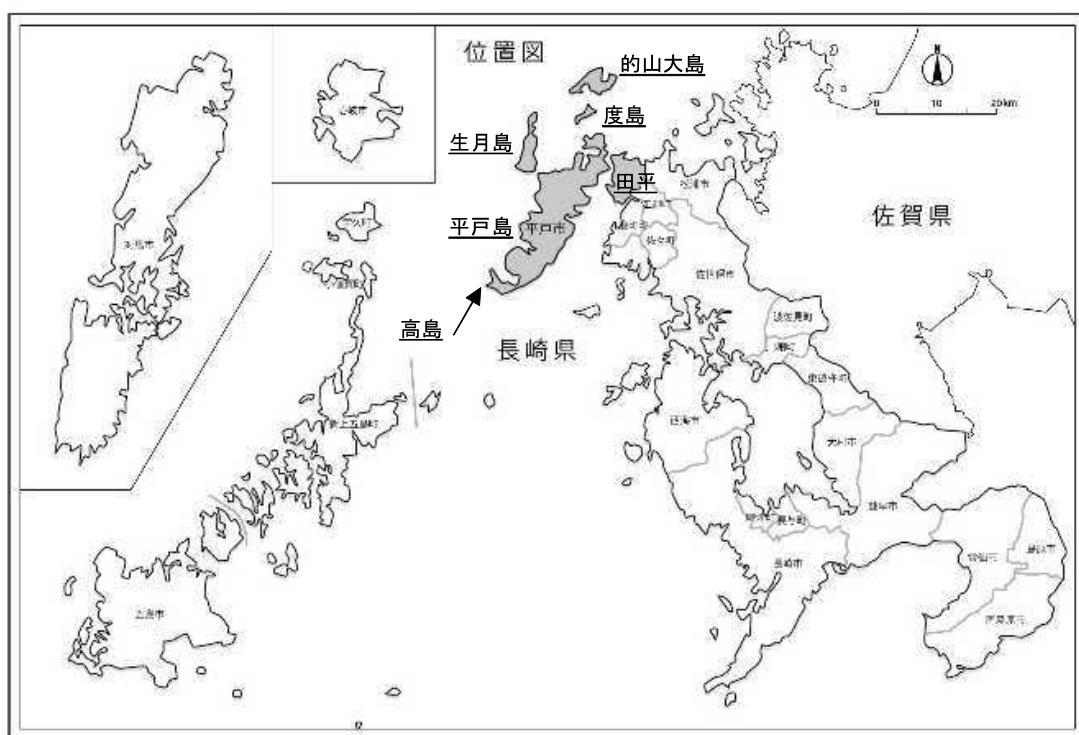
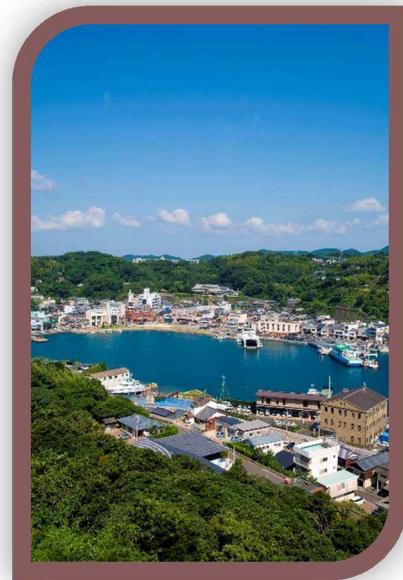


図6 平戸市の位置図（平戸市の拡大図は、図7を参照）

また、入り組んだ海岸線を持っているため、湾が多く、地方港湾は平戸港をはじめ 6 港、56 条港湾が紐差港をはじめ 7 港、漁港は大小 33 港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。（図 7）

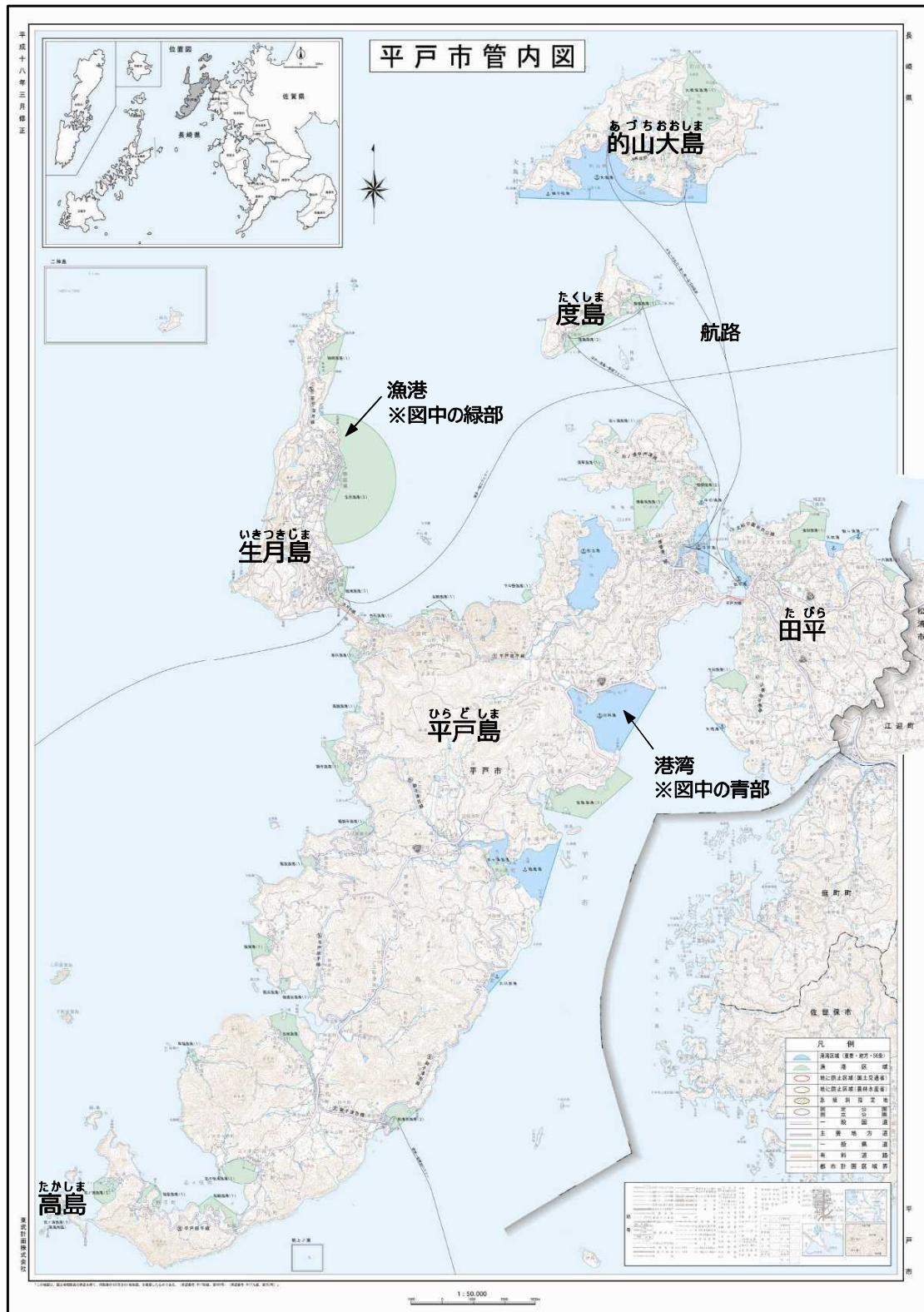


図 7 平戸市の港湾および漁港分布図

物流（人や物資、情報など）の経路や方法は、地形的要因に大きく規定される。**島嶼⁷**という条件の中、平戸は中世には倭寇の拠点になり、近世にかけては国際貿易港として、海を媒介とした側面が目立つ地域である。

陸の交通を見ると、平戸に初めて自動車が来たのは大正 8 年（1919）であるが、車が交通の手段として暮らしの中に定着する昭和 10 年代（1935～）までは、徒歩での移動が通常で、1～2 時間歩くことも珍しくなかった。平戸島の中でも比較的県道の整備が遅かった平戸島西海岸北部にある春日町住民の話によれば、平戸・志々伎間を縦断する幹線道（旧下方街道^{しもかた}）まで行くのに徒步で 2 時間ほどかかったという。

平戸島西海岸地域の集落は、漁業で栄えた生月島の経済圏の中にあり、船が重要な移動・運搬手段であった。大正 12 年（1923）の管内図（図 8）を見ると、春日集落周辺の道は、道幅 1m 未満であることが確認でき、これは平戸島を縦断する幹線沿いを除けば他の集落でも同様である。分かれ道や街道との接続地点には石柱（写真 5）があり、行先と方向が記されてあつた。

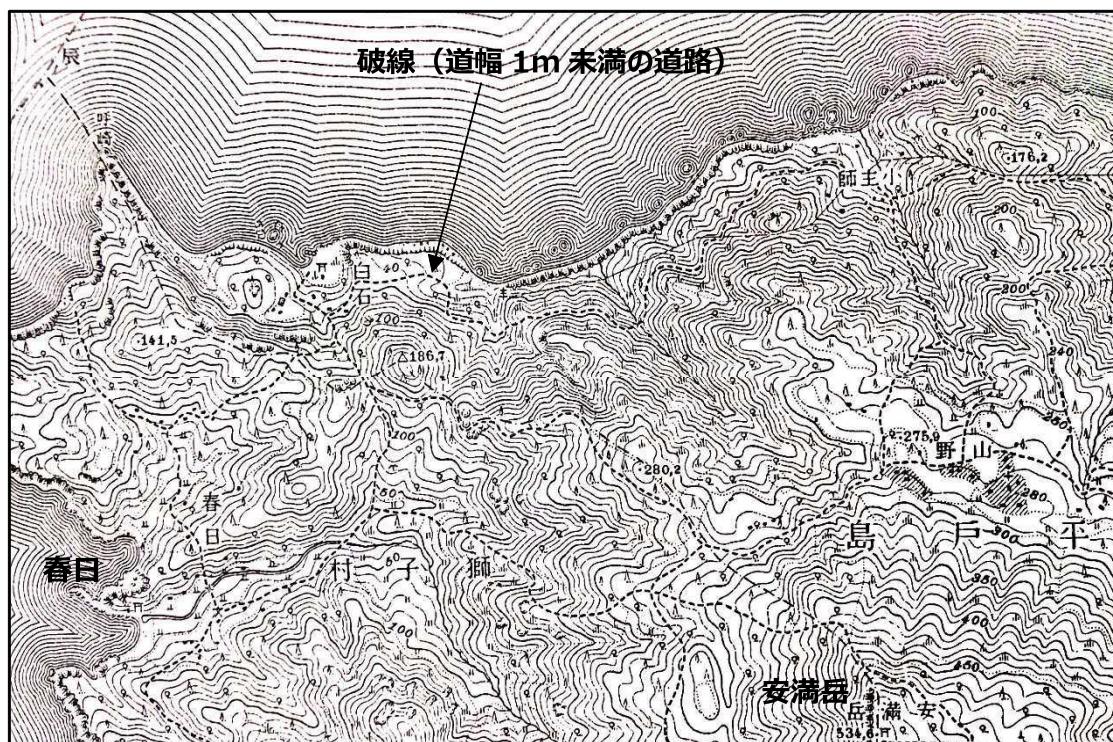


図 8 大正 12 年（1923）管内図 平戸市春日町周辺の拡大（陸地測量部参謀本部 1923）

・破線は、道幅 1m 未満のもの。安満岳北西部の道は、全て 1m 未満であったことが分かる。

⁷ 小さな島々のこと。

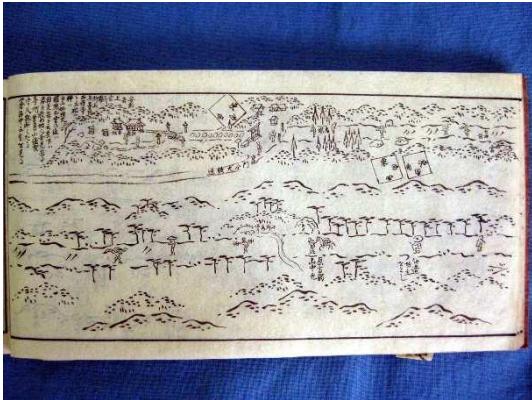


図9 下方街道図絵（1806-1841）



写真5 街道沿いの石柱

海の交通を見ると、平戸の中でも、城下町であった平戸港、平戸島北部の田助港、南部の前津吉港は海上交通の要衝であった。近代にはここから島の内外へ定期航路を設けていた（図10）。江戸時代の海禁政策により、国際貿易港としての地位は失う（2-4参照）が、国内・地方航路においては、拠点となる港であった。

田助港は、江戸時代より北前船の出入りで賑わった港である。田助は風待ちの港で、船がここで商いをすることはなかったが、海沿いには年間を通して寄港する船を待ち受ける宿が並んでいた。港は水深があるため、船は宿の庭先まで寄せ、アユミ（大きな板）を渡して直接出入りをしたため、宿は庭を海に向けて広くとり、石造りの階段がそのまま海に伸びている。宿は主人の出身地を屋号にしたところが多く、肥後屋、薩摩屋のほか、瀬戸内とのつながりをうかがわせる神戸屋、明石屋、播磨屋、松島屋、広島屋、讃岐屋といった名が並んだ（写真6）。船が港に入ると後背地の農村からはその船を目当てに薪や炭を売りに来ていた。（平戸港については後述。）



写真6 田助港（昭和初期）



写真7 田助港

・帆船時代より昭和初期まで、風待ち・潮待ちの港として栄えた田助港。船宿、遊郭が建ち並び、賑やかな港であった。明治時代には、長崎より田助を経て壱岐・対馬・朝鮮への航路も開かれていた。

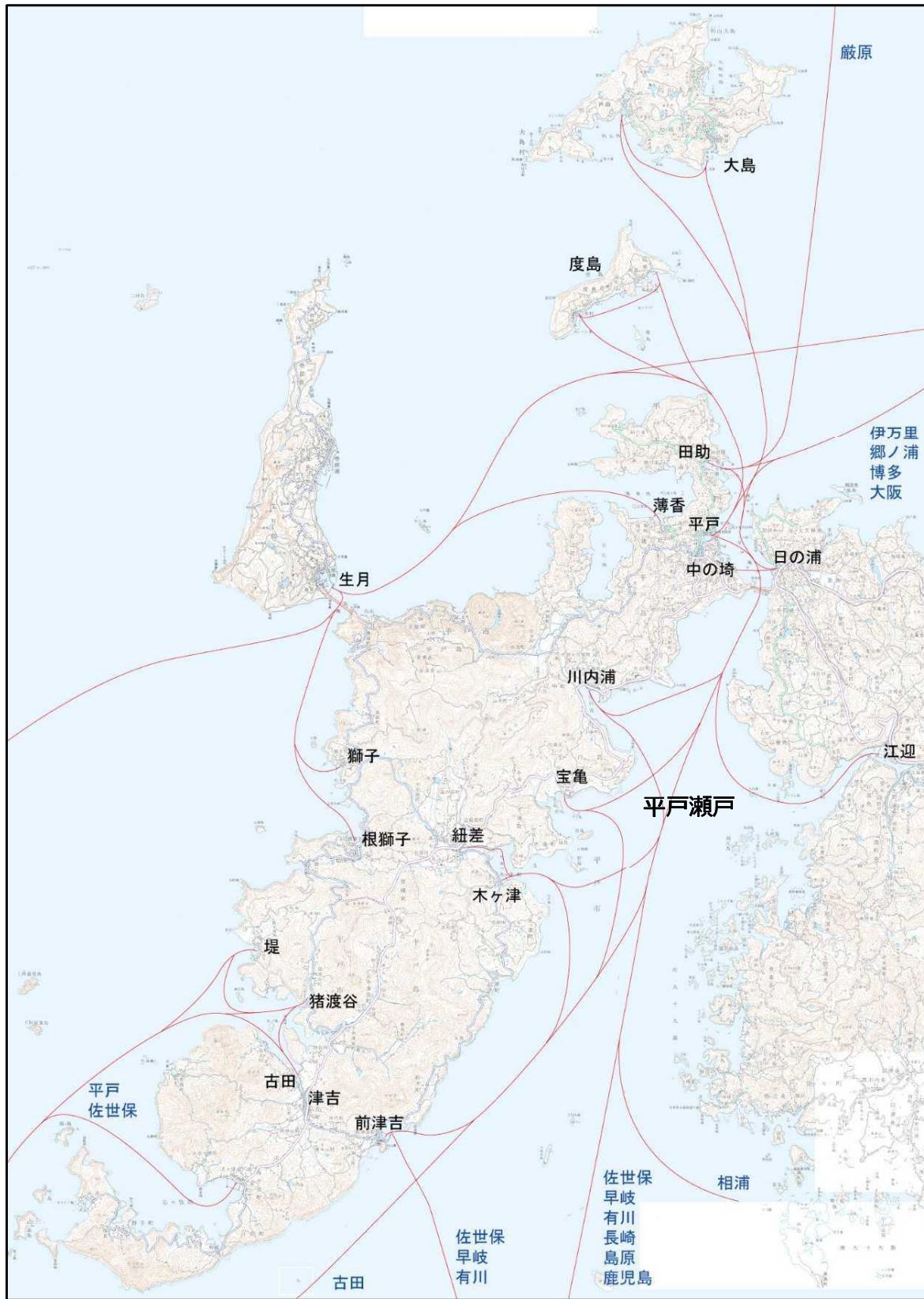


図 10 近代の定期航路

大正 7 年（1918）の航路（表 5）を図示したものである。平戸瀬戸を中心に、市内だけでなく、外とつながっていたことが分かる。動力船の導入により、新たな航路の開発もあったと思われるが、航路が主な交通の手段であった平戸においては、古くより確立されていたものと考えられる。

表5 大正7年(1918)の航路(町村郷土史から抜粋)

港名	行先	発着	備考
度島	平戸	1日1便	発動機船
田助	長崎	毎月26日までの偶数日及び月末	汽船、直行6時間
	郷ノ浦	毎月27日までの奇数日	汽船、直行
	博多	毎月1,7,9,15,17,23,25日	汽船、郷ノ浦-巣原-勝本経由
	巣原	毎月3,5,11,13,19,21,27日	汽船、郷ノ浦-博多-勝本経由
	鹿児島・島原・博多・大阪等	隔日(不定期)	大阪商船、深川汽船、尼ヶ崎船
平戸	佐世保	1日2便	汽船、田平-江迎-歌ヶ浦-楠泊-佐々-相浦経由
	江迎・相浦	1日1便	汽船、江迎発-平戸-田平-江迎-歌ヶ浦-矢岳-楠泊-相浦
	早岐・有川	隔日	汽船、早岐発-佐世保-津吉-木ヶ津-平戸-生月-山田-宇久-平-神浦-前方-笛吹-小串-櫻津-有川
	長崎	1日1便	汽船、佐世保-面高-蠣の浦-松島-瀬戸-神の浦-(西彼杵軽油)
	大島・伊万里	1日2便	汽船、大島発-平戸-星鹿-御厨-志佐-江口-今福-福島-楠久-伊万里
	大島・津吉	1日2便	大島-平戸-宝亀-木ヶ津-紐差-津吉
	大島	1日1便	度島
薄香	生月	1日3便	
中の崎	日の浦(田平)	随時	
川内浦	平戸	不定期	渡海船
	相ノ浦方面		発動機船
紐差			
堤・猪渡谷	古田・平戸	不定期	古田へは朝夕
宝亀	古田・平戸	不定期	
木ヶ津	古田・平戸	不定期	
獅子・根獅子	生月・平戸		農・水産物の運搬
前津吉	早岐・有川		九州汽船
	大島		発動機船
	紐差・佐世保		発動機船
	佐世保		発動機船、相浦寄港
古田			和船による貨物輸送
志々伎	佐世保	隔日	個人による貨物輸送、宇久(薪)、相浦(魚)、佐世保(海産物・穀類・薪)、長崎(海産物・生魚)、博多(生魚)

2-2. 社会的環境

2-2-1. 沿革

平戸市の歴史は古く、約9万年前の日本最古級といわれる中期旧石器類が発見された入口遺跡や長崎県本土では数少ない大和政権とのつながりを示す前方後円墳が2基残っているなど、古い時代から人々の営みがあったことがうかがえる。また、古代から海外に向け開かれた古都であり、飛鳥時代から遣隋使、遣唐使の寄港地として知られ、大航海時代にはアジアやヨーロッパなど大陸交流の玄関口として栄え、16世紀にはポルトガル船が来航し、17世紀前半には、オランダやイギリスの商館が設置されるなど、南蛮文化やキリスト教伝来の地として繁栄を極めた。



図11 行政区の変遷図

江戸時代後期には、益富組、井元氏鯨組など西海捕鯨の中心地として栄え、特に益富組は日本一の規模を誇った。

明治4年（1871）の廃藩置県後、平戸の各地区は市制、町村制施行などによりそれぞれ変遷を重ね、平成17年（2005）10月1日に現在の平戸市となった。（図11）

2-2-2. 人口構造、産業構造

平戸市の総人口は、31,920人（平成27年（2015）国勢調査）で、長崎県内21市町中10位となっており、前回の平成22年（2010）国勢調査に比べ、人口で2,985人（8.6%）の減、世帯数で464世帯（3.6%）の減となった。

平戸市人口ビジョン（平戸市2016）の「総人口の推移と予測（図12、表6）」によれば、昭和55年（1980）の50,849人と比較すると、平成27年（2015）時点では18,929人（37.2%）の減となっている。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計方法を用いると、平戸市の総人口は、2040年には20,000人を割り込み、2060年には11,457人まで減少すると推計されており、今後も慢性的な人口減少が続くと考えられる。

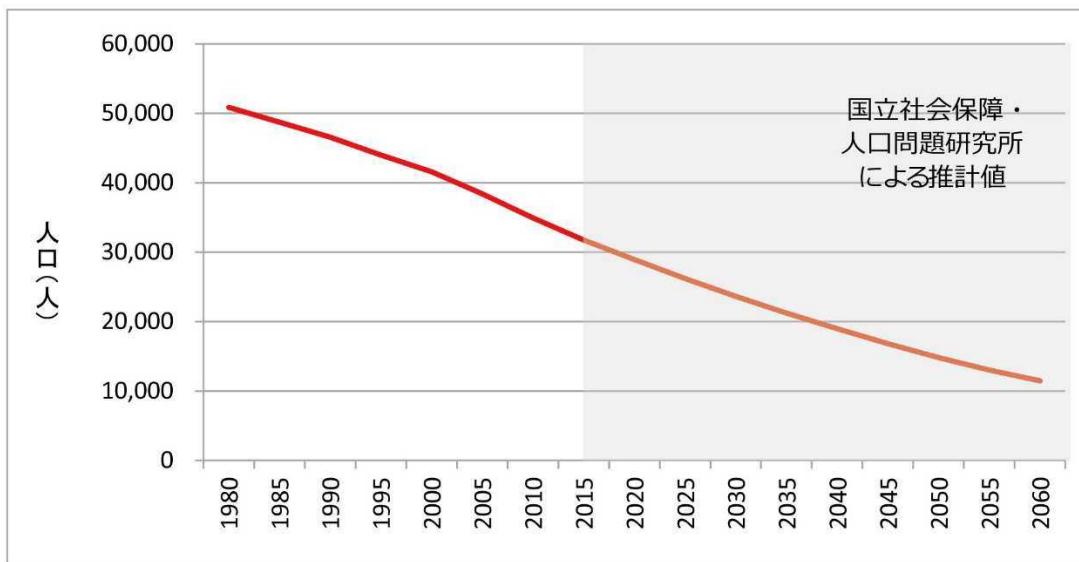


図 12 平戸市総人口の推移と予測（資料：平戸市人口ビジョン）

表 6 平戸市総人口の推移と予測

	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
総人口(人)	50,849	48,719	46,572	43,966	41,586	38,389	34,905
	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
総人口(人)	31,724	28,915	26,192	23,611	18,959	14,794	11,457

※「国勢調査」「将来推計用ワークシート」より作成

「年齢 3 区別人口の推移と予測」（図 13、表 7）をみると、昭和 55 年（1980）以降、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）はともに減少しているのに比べ、老人人口（65 歳以上）は増加している。老人人口割合は、昭和 35 年（1960）に高齢化社会といわれる 7%を超えて、昭和 60 年（1985）に高齢社会とされる 14%を超えた。また、平成 7 年（1995）には初めて老人人口が年少人口を上回り、平成 17 年（2005）では老人人口割合は 29.8%となり、全国平均と比較すると 9.7 ポイント高くなっている。しかし、老齢人口も近年は増加傾向が弱まり、2025 年をピークに減少に転じていくと予測されていることから、3 区分全ての人口が減少していくことになる。

図表は添付していない（詳細は平戸市人口ビジョンを参照）が、これに伴い、子どもを産み育てる世代の減少を背景に毎年 300 人の自然減（出生数が死亡数を下回る）の状態となっているほか、近年の人口移動をみると、男女とも進学や就職する年代の転出超過が目立っていることが分かる。

世帯数は、人口と比較すると若干の増減はあるもののほぼ横ばいの状態で推移している。また、1 世帯当たりの平均世帯人員は、昭和 30 年（1955）の 5.4 人に対し、平成 17 年（2005）は約半分の 2.8 人となり、核家族化が進行していると考えられる。

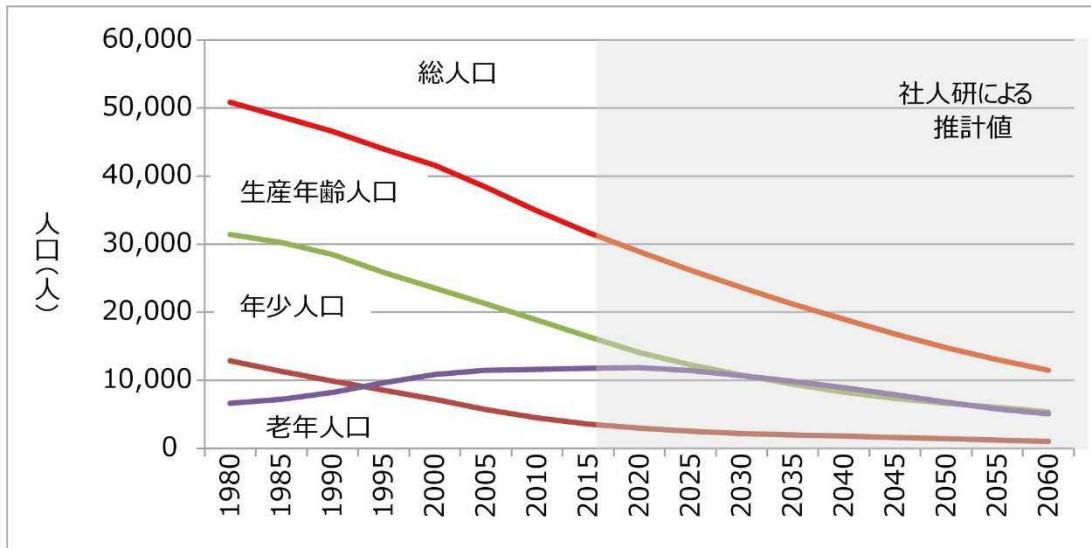


図 13 年齢 3 区別人口の推移と予測（資料：平戸市人口ビジョン）

表 7 年齢 3 区別人口の推移と予測

	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
総人口 (人)	50,849	48,719	46,572	43,966	41,586	38,389	34,905
年少人口	12,849	11,315	9,872	8,520	7,195	5,709	4,477
生産年齢人口	31,407	30,222	28,482	25,827	23,534	21,225	18,848
老齢人口	6,593	7,182	8,218	9,619	10,857	11,455	11,580
	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2040 年	2050 年	2060 年
総人口 (人)	31,724	28,915	26,192	23,611	18,959	14,794	11,457
年少人口	3,562	2,987	2,508	2,160	1,777	1,403	1,019
生産年齢人口	16,395	14,085	12,262	10,754	8,255	6,594	5,358
老齢人口	11,766	11,843	11,421	10,697	8,927	6,798	5,080

※「国勢調査」「将来推計用ワークシート」より作成

※年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳以上～65 歳未満）、老齢人口（65 歳以上）

就業者総数は、人口減少とあいまって年々減少している。昭和 30 年（1955）には 32,703 人であったが、昭和 50 年（1975）には 23,123 人、平成 17 年（2005）には 17,721 人となり、昭和 30 年（1955）と比較すると 45.8% の減少率となっている。

産業人口の推移（図 14、表 8）をみると、昭和 50 年（1975）と平成 22 年（2010）を比較して、約 60% 減となっている。特に第 1 次産業人口は約 30% 減と減少幅が大きくなっている。

産業別人口（大分類）では、医療・福祉が最も多く、次いで卸売業・小売業、農業・林業、建設業、漁業の順となっている。

国と就業者比率を比較した特化係数（A 産業の特化係数 = 平戸市の A 産業の就業者比率 / 全国の A 産業の就業者比率）は、漁業が男性 35.7、女性 15.2 と高く、農業は男性

3.2、女性 3.1、複合サービス（郵便局や農林水産業協同組合など）は男性 5.0、女性 2.5となつており、これらが平戸市の主要産業になっていることが分かる。

「潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産になつている春日町は、19 世帯 66 人（平戸市人口統計 2015.12.1 現在）が生活を営んでおり、住民ヒアリングによると専業農家 2 世帯、兼業農家 12 世帯（他へ勤め 6、漁業 3、酪農 2、酪農・漁業 1）、漁業 1 世帯、無職（畠のみ）2 世帯ということである。高齢化率は 15%となつており、高齢化はそれほど進んでいないが、49 歳以下の人数が少ないとから、今後高齢化が急速に進むと推測される。

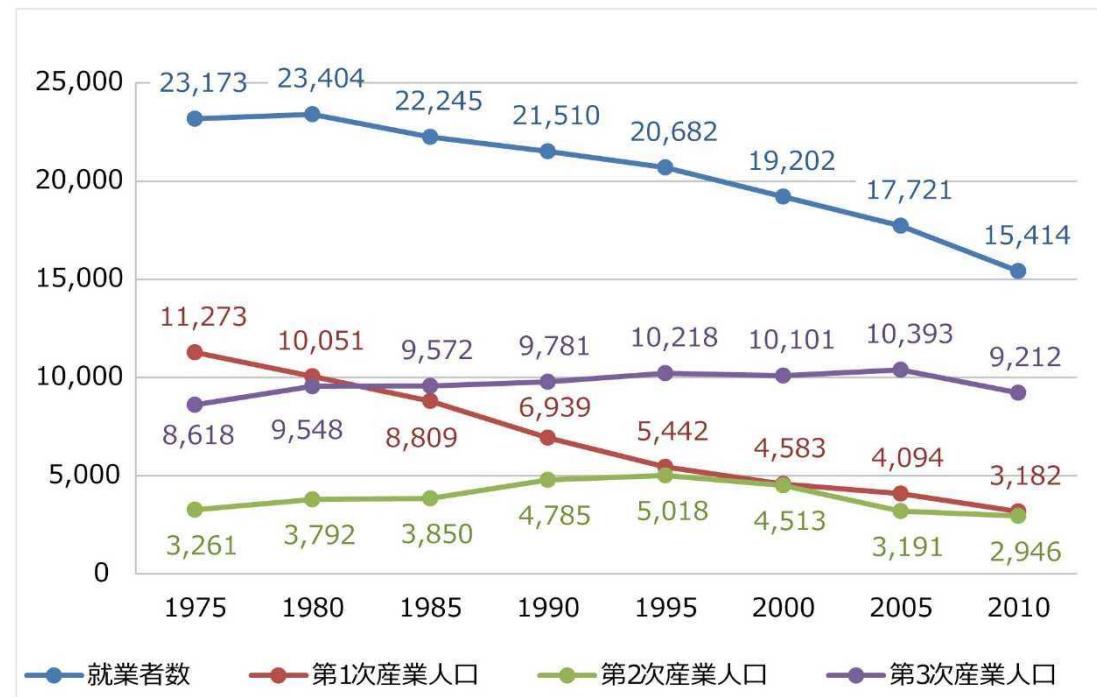


図 14 産業人口の推移（資料：平戸市人口ビジョン）

表 8 産業人口の推移

	1975 年	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年	2005 年	2010 年
就業者数	23,173	23,404	22,245	21,510	20,682	19,202	17,721	15,414
第 1 次	11,273	10,051	8,809	6,939	5,442	4,583	4,094	3,182
第 2 次	3,261	3,792	3,850	4,785	5,018	4,513	3,191	2,946
第 3 次	8,618	9,548	9,572	9,781	10,218	10,101	10,393	9,212

※「国勢調査」より作成

※就業者数には、分類不明の産業人口を含むため、就業者数と各産業人口の合計は一致しない。

※第 1 次産業（農業、漁業、林業）、第 2 次産業（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業）、第 3 次産業（第 1 次産業・第 2 次産業以外の産業）

2 – 3. 観光の状況

平成 27 年（2015）平戸市観光統計（平戸市 2016）によれば、平戸市を訪れる観光客の概要は以下のとおりとなっている。

- ・平戸市における観光客数は約 178 万人（表 9）であり、その多くが平戸地区を訪れている。特に平戸港を中心とした城下町地区は、観光施設や宿泊施設などが集中しており、また、各地域への結節点となっていることから、平戸観光における拠点となっている。
- ・年間観光客数の多くを日帰り観光客が占めている（表 10）ことから、その目的は近隣地からのドライブ中心の観光スタイル、または通過型観光の場になっていることが推測される。
- ・宿泊者の多くは、九州北部（福岡・佐賀 約 30.2%）や長崎県内（約 17.4%）ほか九州各県で約半数を占めているが、関東（約 15.4%）、近畿（約 11.3%）など都市圏も目立つ。外国人宿泊者は、全体の 5.6%で、韓国が約 48%を占め、台湾約 20%、中国約 20%と続く。
- ・宿泊客数については、宿泊支援対策による効果や、福岡の大手進学塾の企画合宿、夏の海水浴シーズンに天候に恵まれたこともあり増加している。特に、夏に実施した「平戸で遊ぼう」の影響が大きく、7 月～9 月の 3 ヶ月を比較すると対前年比 16.6%の増加となっている。
- ・平成 27 年（2015）日帰り観光客数が増加した要因として、西九州自動車道の延長により、福岡や佐賀からの入り込み客数が増えたと考えられる。
- ・観光施設来場者数は、261,347 人（対前年比 115.2%）であった。田平天主堂は世界文化遺産登録を目指す「潜伏キリシタン関連遺産」の関連遺産となっていることから、60,162 人（対前年比 213.8%）と急増している。

その他、「JTB 地域パワーインデックス 2017」によれば、来訪者が平戸に抱くイメージとして「自然」、「魅力的な建築物や街並み」、「料理がおいしい」などといったイメージがあり、同項目は来訪者満足度も高いことから、これらを維持するとともに、来訪者満足度が低い「宿泊施設」や「温泉」、「地元とのふれあい」については改善を図る重点項目であるといえる。



写真 8 田平天主堂を訪れる観光客と教会守

※教会守とは、来訪者マネジメントを行う管理人



写真 9 自然・景観は満足度が高い

表9 平成27年（2015）観光客の動向

内 容	人 数	増 減
観光客数	1,781,309 人	0.7% 約13千人の増
宿泊客数	248,194 人	0.1% 約1百人の増
宿泊客延べ滞在数	372,292 人	0.1% 約2百人の増
日帰り客数	1,409,017 人	0.9% 約12千人の増
観光消費額	102億2千4百万円	0.5% 約4千9百万円の増
観光施設入館者数	261,347 人	15.2% 約34千人の増
修学旅行客数	82校 11,105 人	10.8% 8校 1,275人の増

表10 地区別観光客数

	平戸地区	生月地区	田平地区	大島地区	合 計
観光客数	1,275,797 人 (1.2%)	236,218 人 (△12.7%)	257,127 人 (13.2%)	12,167 人 (10.1%)	1,781,309 人 (0.7%)
日帰り客数	998,308 人 (2.3%)	228,404 人 (△12.7%)	185,901 人 (14.1%)	6,404 人 (4.0%)	1,409,017 人 (0.9%)
観光消費額	7,803 百万円 (△0.9%)	626 百万円 (△4.4%)	1,676 百万円 (8.7%)	120 百万円 (14.2%)	10,224 百万円 (0.5%)

ここ数年間の観光統計や民間事業者が実施するアンケートなどの結果から、観光客が平戸観光に期待するものは、歴史や文化（文化財）、自然景観、食であると考えられる。平戸市はこれまで「歴史」、「祈り」、「恵み」をテーマに歴史や文化（文化財）を中心に観光施策を推進してきているが、大型バスで乗り付ける団体観光型からマイカーで巡る個人観光型へ推移しつつある現状の中で、今後は過疎が進む地域において世界遺産や魅力的な地域資源などをキーワードに文化観光を推進し、地域間の連携を強化しながら互いに相乗効果の見込める施策を図っていく必要がある。

【参考文献】

- 1) 平戸市（2016）『観光統計 平成27年（1月～12月）』
- 2) 平戸市（2016）『平戸市人口ビジョン』
- 3) 平戸市史編さん委員会（1995）『平戸市史 考古編』
- 4) 平戸市史編さん委員会（2005）『平戸市史 通史編』

2 – 4. 歴史的環境

『南路（大洋路）の歴史と文化』

～航路（港）を中心に発展してきた「港市平戸」～

年代	日本の時代区分	航路（港）を通して平戸に伝えられた海外文化の影響
BC.10000	縄文時代	・漁ろう民による朝鮮半島との交流 【つぐめの鼻遺跡：朝鮮半島系土器】
BC.5000		・畑作の開始 中国大陆・朝鮮半島からの影響
0	弥生時代	・稻作農耕の開始（金属器の導入） 【里田原遺跡：水田遺構、木器】 【千里ヶ浜遺跡：朝鮮半島系土器】 ・貝の道（南方諸島との交流） 【根獅子遺跡：貝輪】 【馬込遺跡：松菊里型住居】
500	古墳時代	・古墳の造営 【岳崎古墳など】
1000	古代	・仏教伝来 ・僧栄西、宋から帰国し平戸（葦浦）に上陸する。 【富春庵跡：茶】
	中世 (鎌倉・室町・戦国)	・中世城郭の造営 ・海人から信仰された靈山に寺院が建立される 【箕坪城などの山城】
1500	近世 (安土桃山・江戸)	・松浦党による中国、朝鮮との私貿易 【大陸で作成された薩摩塔や宋風狛犬の設置】 ヨーロッパ（ポルトガル、オランダ、イギリス）からの影響
1600		・キリスト教の布教 【教会堂、十字架の設置、キリスト墓地】
1700		・近世城郭の造営 【平戸城】 ・ウリアム・アダムス、琉球の甘藷を平戸に持ち返りコックスが栽培 【コックスの甘藷畠跡】
1800		・鄭成功、平戸を出航し明の福建に行く 【鄭成功関連史跡】 ・オランダやイギリスとの貿易 【平戸オランダ商館、イギリス商館】 【幸橋：オランダ橋】
1900	近・現代	・キリスト教に対する禁教政策 【聖地信仰、潜伏キリスト教信仰】 西洋（フランスなど）からの影響 ・近代化の促進 ・パリ外国宣教会による布教 【教会堂】

図 15 航路（港）を中心に発展してきた平戸の歴史

2-4-1. 港市平戸

氷河期の旧石器時代の遺跡は平戸周辺地方に多く分布しており、石器の特徴から一部の集団が朝鮮半島から移住してきたと考えられる。縄文時代は定住化が顕著になるほか、海への働きかけが強まる中で漁ろう活動が盛んになっており、土器や石器の特徴から朝鮮半島との交流が確認されている。

弥生時代になると、水田稻作が大陸からもたらされ、里田原遺跡では水田遺構とともに農耕に関する多くの木器が発掘されている。平戸島西海岸にある根獅子遺跡では、南海産ゴホウラ製貝輪が出土していることから、沖縄・奄美地方との交流があったようである。

古墳文化の痕跡として、田平に2基の前方後円墳と、生月島や的山大島、度島、平戸島北部に小規模な円墳が検出されている。高塚式古墳の造営は大和政権との関係が窺え、生月島の小円墳は海上交通や漁ろう活動を生業とする集団の首長墓と考えられる。

7世紀以降、大和朝廷は中国の王朝との接触を盛んにし、遣隋使、遣唐使を派遣する。当初の使節は原始・古代以来の朝鮮海峡を渡り、朝鮮半島西岸伝いを北上する航路を用いたが、大宝2年（702）の第7回以降は、博多湾から平戸、五島を経て、東シナ海を一気に横断して華中に至る南路⁸を利用するようになる。その後、遣師が繰り返される中で、潮流や風向、沈礁など危険の把握、進行の目印となるランドマークや安全な停泊地の情報、薪水の補給体制など、航海に必要な知識や体制も蓄積されたと思われる。しかし遣唐使船には、巨船であるが船体強度や航行性能が低いという弱点があり、遭難も多く発生した。

延暦23年（804）の第18回遣唐使では、のちに天台宗、真言宗の開祖となる最澄と空海が渡唐を果たしており、日本宗教史上重要なできごととなっている。その後、航路の沿岸部にあたる志々伎山や安満岳など、古代から海人の信仰を集めていた靈山に、これらの宗派の寺院が建立されていくのは、単なる教勢の拡大だけに留まらず、航路の貿易活動と関連した形で捉えることができる。

寛平6年（894）遣唐使の派遣が菅原道真的建議によって廃止されるが、この頃には、日中間の交流は、国家による使節の往来から、新羅や唐の民間海商の活動に移行していた。それら

⁸ 使船の航路は、難波（大阪湾）から瀬戸内海を西下し、筑紫大津浦（博多湾）に入り、ここから出航した。初期は壱岐・対馬を経て朝鮮の西沿岸を北上し、渤海湾口から山東半島に至る北路がとられた。ところが、白村江の戦いののち、新羅との国交がとだえると、九州南端から種子島、屋久島、奄美大島、沖縄島、石垣島などを経由して、東シナ海を横断して揚子江口を目指す南島路がおもにとられるようになった。『唐大和上東征伝』に記される鑑真の来日航路がこれにあたる。さらに奈良時代後半以降になると、大津浦をたち、肥前値嘉島（五島列島）付近から順風を利用して一気に東シナ海を横断して揚子江岸に向かう南路（大洋路）がとられるようになった。

の国の商船は、中国に来航していたイスラム商船の影響を受けて高い航海能力を有し、遣唐使が開いた航路を、より安全に航行する事ができた。この時期以後、約 800 年にわたって、この航路『南路（大洋路）』（図 16）は、日本と中国を結ぶ最も重要な航路となって「人、物、文化」を伝えている。

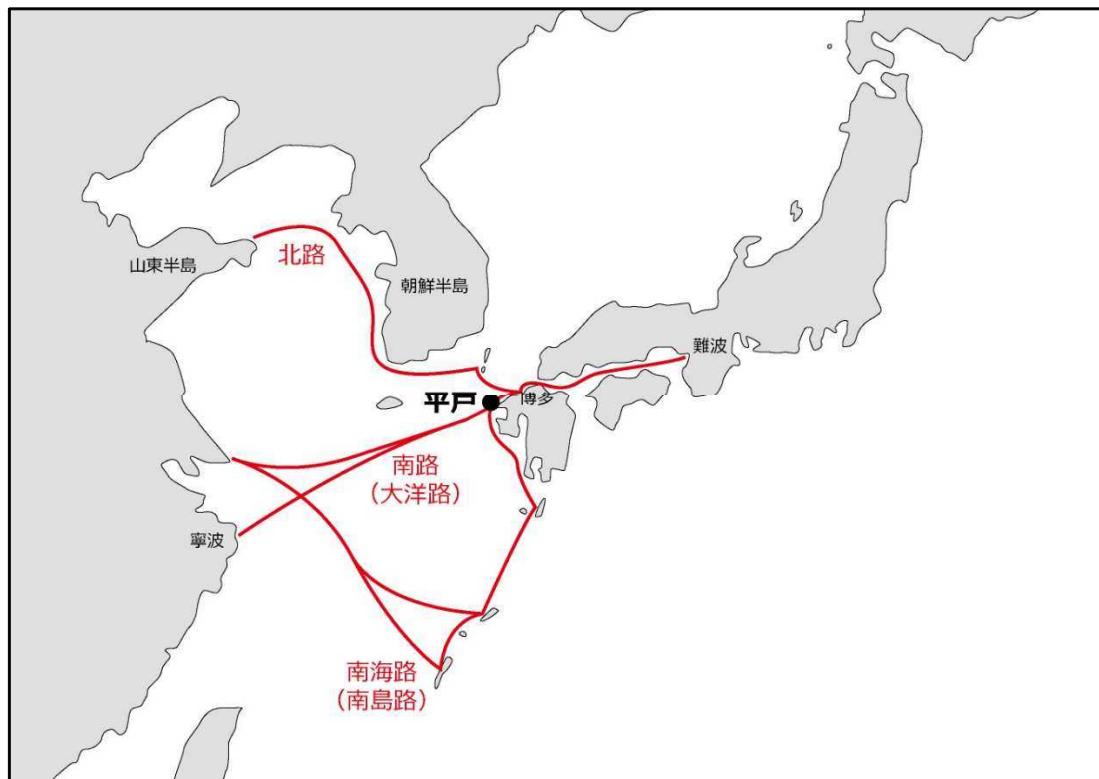
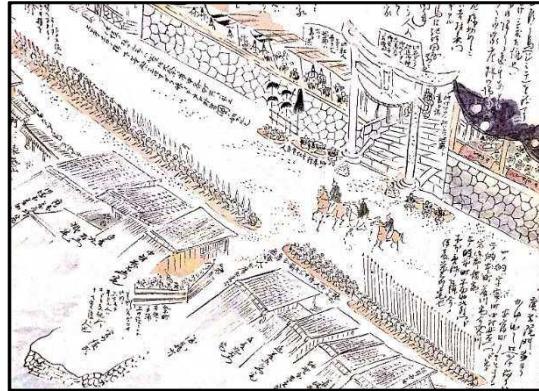


図 16 南路（大洋路）

南路は、博多を起点とし、平戸、五島列島を経由し、中国側の寧波を終着点とする航路である。この航路を、毎年中国の商船が往来し、日中の様々な文物を運び、留学僧なども同乗している。博多や平戸などには中国人が多く居住し、貿易に絡んだ業務に従事している。

南路の港となった場所からは、石製の碇（碇石）（写真 10）が発見されており、港町平戸の中心には、宋元代の中国の航海神・招宝七郎を祀る廟（七郎宮）（図 17）が設けられた。



宋代以降、中国では北方の騎馬民族と戦うために、様々な火薬兵器を用いるようになる。火薬の原料（硝石、木炭、硫黄）のうち、硫黄は火山から産出されるため中国では取れず、九州南端沖にある硫黄島（喜界島）で採掘されたものが、九州西岸を通り、南路の貿易船にもたらされる。時期を同じくして、博多周辺、平戸島周辺、薩摩半島南部では、寧波（明州）近傍で産出する梅園石で製作された、薩摩塔や宋風狛犬が建立され、現在も残っている。平戸では志々伎山、安満岳、田平の海寺跡などに残り、密教系山岳寺院の所在地に、中国人海商が奉納したと考えられている。

平安時代末期以降には、臨済宗の祖・栄西や曹洞宗の祖・道元など、禅宗を修めるために渡宋する僧が現れる。日宋の禅宗寺院のネットワークは、貿易にも影響力を発揮するようになり、建久 6 年（1195）に博多に建立された臨済宗の聖福寺を始め、平戸も含め南路沿岸に建立された禅宗寺院は、以後、遣明船の時代にかけて、貿易や外交に伴う役割を担っている。

南路の歴史は平和な交流の歴史だけではなく、高麗や南宋を征服したモンゴル人の帝国・元が、文永 11 年（1274）と弘安 4 年（1281）に、日本に侵攻している。特に弘安の役では、中国を発した江南軍の大船団は、南路を利用して来襲している。元の船団が台風で壊滅した伊万里湾も、南路沿いで大船団が停泊可能な海域として周知されていたと思われる。

鎌倉時代から南北朝時代にかけては、日中双方が戦乱に見舞われた事で、南路の貿易活動も影響を受けたと思われ、南路や北路の貿易活動に様々な形で依存していた沿岸諸氏の経済基盤を脅かし、彼らが独自の対外活動に走った結果が、この時期、朝鮮の沿岸を荒らし回った倭寇と呼ばれる活動の一つの要因ではないかと考えられる。

元の滅亡後に建国された明は、民間貿易を禁じ、国家間の使節の往来に伴う朝貢貿易の形を整えるが、室町幕府もこれに対応し、応永 8 年（1401）から天文 18 年（1549）にかけて 20 回程度、遣明船が派遣されている。

1540～50年代には、銀を求めて中国の私貿易商人が盛んに渡航してくる状況になる。南路の中間となる平戸港は、彼らの日本側の窓口となり、倭寇の頭目・王直が屋敷を構えた。

天文19年（1550）には、倭寇勢力と連携したポルトガル船が平戸に来航し、船員にミサを行いうため、前年鹿児島に上陸したザビエルも平戸を訪れる。平戸における布教は、当初は平戸港周辺での個別の布教であったが、永禄元年（1558）と永禄7年（1565）には、生月島、度島、平戸島西岸の籠手田・一部領で一斉改宗が行われている。村々には教会や十字架が建てられ、信者は信仰の組によって様々な行事を行い、オラショという祈りを唱えた（写真11）。慶長5年（1600）頃には、聖画（図18）を祀って信心を行う組が生月島で設立されるが、当時のキリスト教信仰の形態は、禁教時代にも保持され、こんにちの「かくれキリスト教信仰⁹」まで継承（図19～図22）されている。



写真11 聖地中江ノ島でのお水取り行事
(博物館島の館所蔵)



図18 納戸神と呼ばれるご神体
(博物館島の館所蔵)

慶長14年（1609）平戸港（写真12）にオランダ船が来航し、オランダ商館（写真11）が設けられる。オランダ人相手の貿易量は1630年代に入って飛躍的に増大する。慶長18年（1613）にはイギリス船が平戸港に来航し、商館も設けられている。また、平戸からは朱印船も出航している。寛永18年（1641）には幕府の命令でオランダ商館が長崎に移され、海禁政策もあいまって平戸の800年にわたる海外貿易港としての歴史は幕を閉じる事となる。

9世紀には確立し、17世紀初頭まで使用された、博多と寧波を結ぶ航路・南路は、長く日本の最も重要な対外航路として機能してきた。この南路は、中継港としての平戸港を通過しており、その際にもたらされた異文化の受容は、平戸港を中心として更にその周辺地域へと航路や街道によって様々な形で影響（アーチの技術、南蛮菓子など：写真13～15）を与え続け、在来の伝

⁹ 長崎県カクレキリストン習俗調査事業報告書では、信仰を継承している組織がもはや隠れておらず、日本の伝統的なさまざまな民俗信仰と融合し変容している状態から「カクレキリストン」と定義している。本書においては、国選択無形民俗文化財の名称である「かくれキリストン」を使用した。